職業紹介イメージフロー

人材サービス総合サイトに掲載
- 就職者数
- うち無期雇用就職者数
- 無期雇用就職者のうち6か月以内離職者数
- 手数料
- 返戻金制度に関する事項
- 紹介手数料率の実績（R7.4.1～）

事業所に掲示
または自社ホームページ公開
- 許可証
- 業務の運営に関する規程
- 手数料表
- 返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者
- 苦情処理、職業紹介従事者への教育等

求職者

職業紹介事業者

求人者

求職の申込み　No.4

求人の申込み　No.1

労働条件の明示　No.6

※求職者の個人情報を収集する際は業務の目的を明らかにすることが必要

※求人者が求人不受理の対象に該当するかの自己申告を求めることが必要

取扱職種の範囲等の明示No.2
①取扱職種の範囲等
②手数料に関する事項（手数料表を含む）
③苦情の処理に関する事項
④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
⑤返戻金制度に関する事項

取扱職種の範囲等の明示No.2
①取扱職種の範囲等
②手数料に関する事項（手数料表を含む）
③苦情の処理に関する事項
④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
⑤返戻金制度に関する事項
⑥違約金に関する事項（R7.4.1～）

No.5　求職管理簿作成、記録

No.3　求人管理簿作成、記録

労働条件の明示　No.6

求人のあっせん
（職業紹介）

求職のあっせん
（職業紹介）

※労働条件の変更等した上で引き続き職業紹介を受けようとする場合は、求人の出し直し等を行うこと

明示した労働条件を変更等する場合、変更内容等について書面の交付等により明示（※）

雇用契約の締結

使用者は、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

従業員

雇用者

No.7 手数料管理簿作成
（有料紹介のみ）
手数料徴収完了後２年間保存

手数料の支払い
（有料紹介のみ）

2年以内の転職勧奨禁止
紹介により無期雇用労働者として就職した者の就職日から2年間は転職の勧奨を行ってはならない。

情報提供等のための調査　No.8
- 無期雇用就職者の6か月以内の離職(解雇除く)状況を調査
- 調査結果等を求人・求職管理簿に記載

有効期間満了後2年間保存

R7.4.1